

## 日本アーツビジネス学会 会則

### (名称)

第1条 本会は、日本アーツビジネス学会(英名:Japan Society for the Business of the Arts) と称する。

### (目的)

第2条 本会は、会員一人ひとりの主体的な参加をもとに、アーツに関わる人々が自らの領域を超えて連携し、アーツビジネスの諸活動を調査・研究し、その知見を実践に活かすことによって、わが国における芸術文化の振興に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は以下の事業を行う。

- (1) アーツビジネスの異業種交流含めた《知り合う》場づくり。
- (2) アーツビジネスに関する講演会・研究会、ワークショップ等の《学び合う》場づくり。
- (3) アーツビジネスの実運営を相互に《助け合う》場づくり。
- (4) そのほか本会の目的を達成するために必要な事業。

### (会員)

第4条 本会の会員は個人会員と賛助会員(団体)の2種に区分され、前者においては学生会員を設ける。

第5条 本会に入会するためには所定の申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第6条 個人会員は、交流会や研究会等、本会が行う事業に参加することができる。2 賛助会員となっている組織に所属する者は、それぞれの定めるところに従い、交流会や研究会等、本会が行う事業に参加することができる。

第7条 会員は会費を納めなければならない。

2 個人会員、賛助会員の会費金額については別途定める。

3 会費を2年度以上にわたって納めない会員は、会員の資格を失う。

4 退会時期に関わらず当該年度の会費の返金は無いこととする。

### (総会)

第8条 本会は毎年度1回以上通常総会を開催する。

2 総会は会長が召集し、学生会員を除く個人会員によって構成される。

3 臨時総会は必要に応じ理事会の議を経て開催することができる。

第9条 総会の決議は出席した会員の過半数による。ただし、この会則を変更するためには、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第10条 総会は以下の重要案件を審議する。

- 1)会則改正
- 2)役員承認
- 3)その他の重要案件

(役員)

第 11 条 本会に以下の役員を置く。

会長 1 名

理事長 1 名

理事 総務担当 2 名

事業担当 1 名

財務担当 1 名

監事 会務担当 1 名

会計担当 1 名

2 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 理事長は、会長を補佐し、本会の会務運営の責任を負う。

4 理事は、理事会に出席するとともに、会務を分担する。

5 監事は、会務及び会計を監査し、総会に報告する。

第 12 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員選出方法は別途これを定める。

(理事会)

第 13 条 理事会は、本会の運営に関する重要事項(ただし 10 条に規定される事項を除く)を審議し決定する。

2 理事会の定足数は過半数とする。

3 理事会の議長は原則として理事長が務める。

4 理事会の議決は出席者数(委任状を含めた)総数の過半数とする。

(会計)

第 14 条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもって、これにあてる。

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 16 条 理事会の定めにより事務局を設置することができる。

2 理事長は理事会の承認を得て会員の中から事務局長を指名することができる。

附則

この規約は本会設立の日、2015 年 10 月 31 日から施行する。

附則

この規約は 2018 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この規約は 2020 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規約は 2021 年 6 月 6 日から施行する。

附則

1 この会則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。

2 当分の間、事務局を新潟県三条市神明町 2-1 パルム 2 ,1F  
アキコバレエアソシエイション内に置く。